



池田市公報

第102号
 発行所 池田市役所
 発行者 池田市長 瀧澤 智子
 編集 総合政策部 法制課

令和3年9月1日発行

目次

<u>条 例</u>	(ページ)
○ 池田市ダイバーシティセンター条例	2
○ 池田市公益活動促進に関する条例の一部を改正する条例	3
○ 池田市立市民活動交流センター条例	5
○ 池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	8
○ 池田市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例	9
○ 池田市立図書館条例の一部を改正する条例	9
○ 池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例及び池田市個人情報保護条例の一部を改正する条例	10
<u>規 則</u>	
○ 池田市立消費生活センター条例施行規則の一部を改正する規則	10
○ 池田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	10
○ 池田市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則	10
○ 池田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	11
○ 池田市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則	12
○ 池田市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則	12
○ 池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則	13
○ 池田市福祉貸付資金条例施行規則の一部を改正する規則	13
○ 池田市立市民活動交流センター指定管理者選定・評価委員会規則	14
○ 池田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	15
○ 池田市市道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	16
<u>市議会</u>	
○ 池田市議会会議規則の一部を改正する規則	16
<u>公平委員会</u>	
○ 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	17
<u>池田病院</u>	
○ 市立池田病院事業処務規程の一部を改正する規程	17
<u>消防本部</u>	
○ 池田市消防本部及び消防署事務決裁規程の一部を改正する訓令	17

本号には、令和3年4月2日から令和3年7月1日までに公布をした条例及び規則のほか、市議会及び公平委員会の規則、池田病院の規程並びに消防本部の訓令を登載しています。

条 例

池田市ダイバーシティセンター条例をここに公布する。

令和3年6月24日

池田市長 富田裕樹

池田市条例第14号

池田市ダイバーシティセンター条例

(設置)

第1条 ダイバーシティ社会(国籍、文化的背景、性別、性的指向、性自認、年齢、障がいの有無等にかかわらず、一人ひとりが持つ多様な違いを互いに尊重し、認め合い、全ての者が対等な構成員として共に安心して暮らすことのできる地域社会をいう。以下同じ。)の形成に資することを目的として、本市に池田市ダイバーシティセンター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、池田市石橋1丁目2番6号とする。

(事業)

第3条 センターにおいては、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 文化、言語等の違いに起因する困難等を持つ在住外国人並びに性別、性的指向及び性自認に起因する困難等を持つ者に対する応談に関する事業
- (2) ダイバーシティ社会の推進に係る情報及び学習機会の提供に関する事業
- (3) ダイバーシティ社会の推進に係る市民の活動及び交流の場の提供に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

(開館時間及び休館日)

第4条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(使用の許可)

第5条 別表に掲げるセンターの施設(以下単に「施設」という。)を使用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を得なければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可に当たりセンターの管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 市長は、施設の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物、附属設備又は備品を毀損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 池田市暴力団の排除に関する条例(平成23年池田市条例第20号)第2条第1号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理運営上適当でないと認めるとき。

(使用料)

第7条 施設の使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第8条 市長は、規則で定めるところにより、納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止させ、又は退去を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 施設の使用が第6条各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 使用者が第5条第2項の規定により付した条件に違反したとき。
- (4) 使用者が虚偽その他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (5) 災害その他不可抗力によりセンターの運営上やむを得ない事由が発生したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(使用の権利の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、施設の使用の権利を他に譲渡し、又は使用の許可を受けた施設を他人に使用させてはならない。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、施設の使用を終了したとき、又は第9条の規定により使用の許可を取り消され、使用を停止させられ、若しくは退去を命ぜられたときは、直ちに当該施設を原状に回復しなければならない。ただし、災害その他特別な理由により直ちに原状に回復することが困難な場合は、この限りでない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長がこれを執行し、その費用を当該使用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第12条 建物、附属設備若しくは備品を毀損し、若しくは滅失し、又は使用の許可の期限が満了しても使用を終えず、市に損害を与えたものは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別な理由があると認めるときは、賠償を免除することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(池田市立男女共生サロン設置条例及び池田市国際交流センター条例の廃止)

2 池田市立男女共生サロン設置条例（平成11年池田市条例第19号）及び池田市国際交流センター条例（平成27年池田市条例第22号）は、廃止する。

(準備行為)

3 センターの開設に係る準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

(議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例の一部改正)

4 議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例（昭和39年池田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中第31号を削り、第32号を第31号とし、第33号から第36号までを1号ずつ繰り上げ、第37号を削り、第38号を第36号とし、第39号を第37号とし、同条に次の1号を加える。

(38)ダイバーシティセンター

(池田市暴力団の排除に関する条例の一部改正)

5 池田市暴力団の排除に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中20の項を21の項とし、2の項から19の項までを1項ずつ繰り下げ、1の項の次に次のように加える。

2	池田市ダイバーシティセンター条例（令和3年池田市条例第14号）
---	---------------------------------

別表（第5条、第7条関係）

施設の名称	時間区分		
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後8時
会議室（1）	300円	400円	200円
会議室（2）	300円	400円	200円
会議室（3）	500円	700円	300円
会議室（4）	200円	300円	100円
多目的スペース	2,500円	3,300円	1,700円

備考 使用者が入場料その他これに類する対価を徴収する場合の使用料の額は、上表に掲げる額の2倍の額とする。

池田市公益活動促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月24日

池田市長 富田 裕樹

池田市条例第15号

池田市公益活動促進に関する条例の一部を改正する条例

池田市公益活動促進に関する条例（平成13年池田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

目次及び第1章の章名を削る。

第1条中「当たつての基本理念、基本的施策等を定めることにより、自主的かつ主体的な公益活動を促進するとともに、行政と公益活動団体との協働を推進し、もって自立した市民が自主的、主体的に活動し、お互いに多様な価値観を認め合いながら共に支えあって生活を営む市民社会を実現し、活力ある豊かな地域づくりに寄与する」を「関し、基本理念、市民、公益活動を行うもの、中間支援組織及び市の役割、市が行う施策等を定めることにより、公益活動を総合的かつ効果的に促進し、もって暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、これを将来に引き継ぐ」に改める。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内で事業その他活動を行うものをいう。

(2) 公益活動 市民が市内で行う自発的かつ自立的な活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものうち、次に掲げるもの以外のものをいう。

ア 営利を目的とするもの

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

ウ 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

オ 公共の利益を害するおそれのあるもの

(3) 中間支援組織 市民と市又は市民と市民を仲介し、公益活動の促進のための必要な支援を行う組織をいう。

(4) 市民協働 市民が市と協力し、又は市民と市民が協力し、共通の目標に向かって、相互に信頼しながら公益活動を行うことをいう。

第3条第2項を削り、同条第1項中「活動の」を「公益活動の」に、「主体性」を「及び主体性」に、「手続き」を「手続」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

公益活動は、その果たす社会的意義について、市民、中間支援組織及び市が十分に理解した上で促進されなければならない。

第3条に次の1項を加える。

3 市民協働は、市民及び市がそれぞれの役割を認識し、市民協働を行うに当たって必要な情報を共有し、並びに互いの自主性を尊重し、対等の関係で行われなければならない。

第4条を次のように改める。

（市民の役割）

第4条 市民は、地域社会に関心を持ち、公益活動について理解を深め、自らできることを考え、自らの特性を生かしながら、参加し、及び協力するよう努めるものとする。

第5条第1項中「活動の」を「公益活動の」に改め、同条第2項中「寄付」を「寄附」に、「活動内容」を「公益活動の内容」に改め、同条第3項を削る。

第6条から第8条までを次のように改める。

（中間支援組織の役割）

第6条 中間支援組織は、公益活動を促進するため、市民及び市に対して情報の提供、助言及び応談並びに市民と市又は市民と市民の交流の促進を行うよう努めるものとする。

（市の役割）

第7条 市は、第3条に定める基本理念に基づき、市民及び中間支援組織と協力し、公益活動の促進に関する施策の実施に努めるものとする。

2 市は、市民に対し、公益活動を促進するため、積極的に情報の提供を行うよう努めるものとする。

3 市は、行政機関、教育機関及び中間支援組織と連携して公益活動を促進するものとする。

（市の施策）

第8条 前条第1項に規定する施策は、次に掲げるものとする。

(1) 市職員を含め、市民の公益活動についての意識の醸成に関する施策

(2) 公益活動を促進するための施設整備その他環境整備に関する施策

(3) 公益活動に対する支援に関する施策

(4) 市民協働による事業の推進及び評価に関する施策

(5) 前各号に掲げるもののほか、公益活動の促進に必要な施策

2 市は、前項各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するため、公益活動の促進に関する基本的な方針を策定するとともに、市の組織内における体制を整備するものとする。

第2章から第4章までを削る。

第9条第2項中「検討委員会は」の次に「、市長の諮問に応じ」を加え、「協議し、市長に意見を述べることができる」を「審議し、答申するものとする」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項に基づく検討委員会の意見」を「前項の規定による答申」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条を第11条とする。

第8条の次に次の2条を加える。

（市民協働による事業の提案）

第9条 市民は、市が現に実施し、又は今後実施し得る事業のうち、市民協働により実施することのできるものについて、市長に提案することができる。

2 市長は、市が現に実施し、又は今後実施を予定している事業のうち、市民協働により実施することのできるものについて、市民に提案することができる。

3 市長は、第1項の規定による提案について、審査を行い、市民協働が必要であると認められる事業について必要な措置を講ずるものとする。

（協働提案事業の評価）

第10条 市長は、前条第2項又は第3項に規定する事業で市民協働により実施したもの（以下「協働提案事業」という。）の成果について、毎年度終了後6か月以内に評価を行うものとする。

第5章の章名を削る。

第21条を第12条とし、第22条から第24条までを9条ずつ繰り上げる。

第25条中「第23条」を「第14条」に改め、同条を第16条とし、第26条から第32条までを9条ずつ繰り上げる。

第33条を削る。

第6章の章名を削る。

第34条の見出しを「(基金の設置)」に改め、同条を第24条とする。

第35条の見出しを「(基金の積立て)」に改め、同条第1項中「寄付金」を「寄附金」に改め、同条第2項中「市民から、市及び」を「市及び中間支援組織(」に、「登録団体」を「ものに限る。)」に、「寄付金」を「寄附金」に改め、同条を第25条とする。

第36条の見出しを「(基金の管理)」に改め、同条を第26条とする。

第37条の見出しを「(基金の運用益金の処理)」に改め、同条中「第34条」を「第24条」に改め、同条を第27条とする。

第38条の見出しを「(基金の繰替運用)」に改め、同条を第28条とする。

第39条の見出しを「(基金の処分)」に改め、同条中「第34条」を「第24条」に改め、同条を第29条とする。

第40条の見出しを「(公益活動への助成)」に改め、同条第1項中「登録団体の」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の助成を受けた公益活動を行うものは、当該助成に係る事業について、活動実績、収支決算等を市長に報告しなければならない。

第40条を第30条とする。

第41条第1項を削り、同条第2項中「毎年」を「協働提案事業の実施状況及び評価」に、「及び助成」を「並びに公益活動への助成」に改め、同項を同条とし、同条を第31条とする。

第7章の章名を削る。

第42条を第32条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和3年12月1日から施行する。

(準備行為)

2 令和4年度分のこの条例による改正後の第30条第1項に規定する助成に係る手続は、この条例の施行の日前においても、これを行うことができる。

池田市立市民活動交流センター条例をここに公布する。

令和3年6月24日

池田市長 富田裕樹

池田市条例第16号

池田市立市民活動交流センター条例

(設置)

第1条 公益活動(池田市公益活動促進に関する条例(平成13年池田市条例第14号。以下「公益活動促進条例」という。)第2条第2号に規定する公益活動をいう。以下同じ。)その他市民(池田市みんなでつくるまちの基本条例(平成17年池田市条例第21号)第2条第2号に規定する市民をいう。以下同じ。)の多様な活動を促進し、並びに幅広い世代の市民が集い、及び交流するための施設として、本市に池田市立市民活動交流センター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、池田市新町1番8号とする。

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民が集い、及び交流する場の提供に関する事業
- (2) 公益活動に係る情報の収集及び提供に関する事業
- (3) 公益活動に係る助言及び応談に関する事業
- (4) 公益活動促進条例第2条第4号に規定する市民協働の推進に関する事業
- (5) 公益活動に係る人材の育成に関する事業
- (6) 公益活動に係る広報及び普及に関する事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第4条 センターの管理は、法人その他の団体であつて地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの使用の許可に関する業務
- (2) センターの管理に関する業務
- (3) 第3条に規定する事業の実施に関する業務
(指定管理者の指定の申請)

第6条 第4条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、同条の規定により提出された書類を審査した上で指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(指定の取消し等に係る賠償)

第8条 法第244条の2第1項の規定に基づき、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じて、市は、その賠償の責めを負わない。

(開館時間及び休館日)

第9条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(使用の許可)

第10条 別表第1に掲げるセンターの施設（以下「センター施設」という。）又は別表第2に掲げるセンターの設備（以下「センター設備」という。）を使用しようとするものは、あらかじめ指定管理者に申請し、許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に当たりセンターの管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用の制限)

第11条 指定管理者は、センター施設又はセンター設備の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該センター施設又はセンター設備の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物、附属設備（センター設備を含む。以下同じ。）又は備品を毀損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。
- (4) センターの管理上支障がある使用であると認めるとき。
- (5) センター施設については、別表第1に規定する収容人員を超えた人員での使用であると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとき。

(使用料)

第12条 センター施設又はセンター設備の使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、センター施設の使用にあつては別表第1、センター設備の使用にあつては別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、前納によらないで納付することができる。

2 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第13条 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別な事由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止させ、又は退去を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) センター施設又はセンター設備の使用が第11条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 使用者が第10条第2項の規定により付した条件に違反したとき。
- (4) 使用者が虚偽その他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (5) 災害その他不可抗力により管理上やむを得ない事由が発生したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止させ、又は退去を命じた場合において、使用者に損害が生じて、市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(使用の権利の譲渡等の禁止)

第15条 使用者は、センター施設若しくはセンター設備の使用の権利を他に譲渡し、又は使用の許可を受けたセンター施設若しくはセンター設備を他人に使用させてはならない。

(特別の設備の設置等)

第16条 使用者は、センター施設の使用に当たり、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を搬入し、使用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第17条 使用者は、センター施設若しくはセンター設備の使用が終わったとき、又は第14条第1項の規定により使用の許可を取り消され、使用を停止させられ、若しくは退去を命ぜられたときは、直ちに当該センター施設又はセンター設備を原状に回復しなければならない。ただし、災害その他特別な理由により直ちに原状に回復することが困難な場合は、この限りでない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、指定管理者においてこれを執行し、その費用を当該使用者から徴収する。
(損害賠償の義務)

第18条 建物、附属設備若しくは備品を毀損し、若しくは滅失し、若しくは使用の許可の期限が満了しても使用を終えず、又は第16条の規定により設置した特別の設備若しくは搬入した備付けの器具以外の器具を撤去しないことにより、市に損害を与えたものは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別な理由があると認めるときは、賠償を免除することができる。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定の手續その他の行為は、この条例の施行の前においても、第6条及び第7条の規定の例により行うことができる。

3 センター施設及びセンター設備の使用に係る行為は、この条例の施行の前においても、第10条から第16条までの規定の例により行うことができる。この場合において、第10条、第11条、第14条第1項及び第16条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第14条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第15条中「譲渡し、又は使用の許可を受けたセンター施設若しくはセンター設備を他人に使用させて」とあるのは「譲渡して」と読み替えるものとする。

(公益活動促進条例の一部改正)

4 公益活動促進条例の一部を次のように改正する。

第12条から第23条までを削り、第24条を第12条とし、第25条を第13条とし、第26条を第14条とする。

第27条中「第24条」を「第12条」に改め、同条を第15条とし、第28条を第16条とする。

第29条中「第24条」を「第12条」に改め、同条を第17条とし、第30条を第18条とし、第31条を第19条とし、第32条を第20条とする。

(議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例の一部改正)

5 議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例(昭和39年池田市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(39)市民活動交流センター

(池田市立コミュニティセンター条例の一部改正)

6 池田市立コミュニティセンター条例(昭和52年池田市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中

名称	位置
池田市立コミュニティセンター	池田市栄本町9番1号

を

名称

位置

に改める。

別表中(1)の表を削り、(2)の表を(1)の表とし、(3)の表を(2)の表とする。

(池田市暴力団の排除に関する条例の一部改正)

7 池田市暴力団の排除に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中21の項を22の項とし、5の項から20の項までを1項ずつ繰り下げる。

別表中

4	池田市立コミュニティセンター条例(昭和52年池田市条例第27号)
---	----------------------------------

を

4	池田市立市民活動交流
5	池田市立コミュニティ

センター条例(令和3年池田市条例第16号)

センター条例(昭和52年池田市条例第27号)

に改める。

別表第1(第10条―第12条関係)

施設名	広さ	収容人員	時間区分ごとの使用料
小会議室1	28.53㎡	12人	400円
小会議室2	24.39㎡	12人	400円
中会議室	33.80㎡	18人	500円
大会議室	97.46㎡	80人	1,500円

多目的室1	62.72㎡	35人	2,000円
多目的室2	43.52㎡	20人	2,000円
多目的室3	24.46㎡	12人	400円

備考

- 1 時間区分は、次のとおりとする。
 - (1) 午前9時30分から正午まで
 - (2) 午後0時30分から午後3時まで
 - (3) 午後3時30分から午後6時まで
 - (4) 午後6時30分から午後9時まで
- 2 同日中における隣り合った2つ以上の時間区分にまたがる使用の許可を受けた場合にあっては、当該時間区分と時間区分との間に存する時間について使用しても、当該時間に係る使用料は、徴収しない。
- 3 使用者が市民以外のものの場合（備考5に規定する場合を除く。）の使用料の額は、上表に掲げる額の1.5倍の額とする。
- 4 入場料その他これに類する対価を徴収する場合（備考5に規定する場合を除く。）の使用料の額は、上表に掲げる額の2倍の額とする。
- 5 使用者が市民以外のものの場合で、入場料その他これに類する対価を徴収するときの使用料の額は、上表に掲げる額の3倍の額とする。

別表第2（第10条—第12条関係）

設備名	1年当たりの使用料
ロッカー（大）	18,000円/個
ロッカー（長）	12,000円/個
ロッカー（中）	9,000円/個
ロッカー（小）	6,000円/個
メールボックス	1,200円/個

備考

- 1 使用の期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間を原則とし、使用を開始する日（以下「使用開始日」という。）が4月1日以外の日の場合にあっては、当該使用開始日から当該使用開始日以後における最初の3月31日までとする。
- 2 使用の期間が1年未満の場合の使用料の額は、上表に掲げる額を12で除して得た額に、使用開始日の属する月の初日から起算して当該使用開始日以後における最初の3月末日までの月数を乗じて得た額とする。
- 3 使用者が市民以外のものの場合の使用料の額は、上表に掲げる額（備考2の規定が適用される場合にあっては、備考2の規定により計算した額）の1.5倍の額とする。

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月24日

池田市長 富田裕樹

池田市条例第17号

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第43条—第49条）」を「第5章 事業所内保育事業（第43条—第49条）
第6章 雑則（第50条）」に改める。

第7条第1項中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

池田市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月24日

池田市長 富田裕樹

池田市条例第18号

池田市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

池田市市道の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年池田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改める。

第15条第2項中「車いす」を「車椅子」に改める。

第24条第2項中「特定道路歩道等」の次に「並びに特定道路における自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路（以下「特定道路自転車歩行者専用道路等」という。）」を加える。

第26条第4項中「歩道又は」を「歩道若しくは」に改め、「いう。）」の次に「又は特定道路自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第5項中「歩道等」の次に「又は特定道路自転車歩行者専用道路等」を加える。

第27条第3項中「及び歩道等」を「、歩道等及び特定道路自転車歩行者専用道路等」に改める。

第42条第4項中「にあつては、第12条」を「（特定道路におけるものを除く。）にあつては第12条を、特定道路における自転車歩行者専用道路にあつては同条、第24条第2項、第26条第4項及び第5項並びに第27条第3項」に改め、同条に次の2項を加える。

5 特定道路における自転車歩行者専用道路の有効幅員は、当該自転車歩行者専用道路の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

6 前項に定めるもののほか、特定道路における自転車歩行者専用道路の有効幅員の基準は、規則で定める。

第43条第4項中「第41条第1項」の次に「（特定道路における歩行者専用道路にあつては、第24条第2項、第26条第4項及び第5項並びに第27条第3項を除く。）」を加え、同条に次の2項を加える。

5 特定道路における歩行者専用道路の有効幅員は、当該歩行者専用道路の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

6 前項に定めるもののほか、特定道路における歩行者専用道路の有効幅員の基準は、規則で定める。

第61条第1項中「特定道路歩道等」の次に「、特定道路自転車歩行者専用道路等」を加える。

第62条中「特定道路歩道等」の次に「又は特定道路自転車歩行者専用道路等」を加える。

第63条第1項中「特定道路歩道等」の次に「、特定道路自転車歩行者専用道路等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市立図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月24日

池田市長 富田裕樹

池田市条例第19号

池田市立図書館条例の一部を改正する条例

池田市立図書館条例（昭和55年池田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

池田市図書館条例

第1条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（設置）」を付する。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
池田市立図書館	池田市呉服町1番1号
池田市立石橋図書館	池田市石橋1丁目23番6号

第3条及び第4条中「池田市立石橋プラザ」を「池田市立石橋図書館」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 池田市立石橋図書館の開設に係る準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例及び池田市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月24日

池田市長 富田裕樹

池田市条例第20号

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例及び池田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第1条 池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年池田市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

(池田市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 池田市個人情報保護条例(平成16年池田市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第51条の表中「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

附則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

規 則

池田市立消費生活センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月20日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第30号

池田市立消費生活センター条例施行規則の一部を改正する規則

池田市立消費生活センター条例施行規則(昭和60年池田市規則第28号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(開所時間)」に改め、同条ただし書中「又は」を「、又は」に改める。

第3条第2号中「休日」の次に「(土曜日を除く。)」を加え、同条第3号を次のように改める。

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。)

第3条第4号を削る。

第4条中「、その他」を「その他」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月22日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第31号

池田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

池田市国民健康保険条例施行規則(昭和35年池田市規則第22号)の一部を次のように改正する。

様式第12号を次のように改める。

(様式 略)

様式第13号から様式第15号までの規定中「7月」を「月」に、「池田市役所2階C国民健康保険窓口」を「池田市役所 階国民健康保険窓口」に改める。

様式第16号を次のように改める。

(様式 略)

附則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月27日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第32号

池田市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則

池田市危険物の規制に関する規則（昭和51年池田市規則第17号）の一部を次のように改正する。
第12条第1項及び第2項中「第62条の5の2第2項ただし書」を「第62条の5の2第3項」に改める。
第13条第1項及び第2項中「第62条の5の3第2項ただし書」を「第62条の5の3第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月7日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第33号

池田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則（平成6年池田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「支給」の次に「に係るもの」を、「除く」の次に「。以下同じ」を、「（以下）」の次に「単に」を加え、同条第2項中「第3条第1項」を「第3条」に改め、「以下」の次に「単に」を加え、「2日」を「2日分」に改め、同条第5項中「をいう」の次に「。以下同じ」を加え、「同法又は社会保険各法」を「医療保険各法」に改め、同条第6項中「者」を「対象者（保護者（条例第2条第2号に規定する保護者をいう。以下同じ。）がある場合にあつては、当該対象者又はその保護者。第6条において同じ。）」に改める。

第4条第1項中「子ども医療証交付（更新）申請書」を「子ども医療証交付申請書」に改め、「。以下「交付（更新）申請書」という。」を削り、同項第2号中「保護者（条例第2条第2号に規定する保護者をいう。以下同じ。）」を「対象者の保護者」に改め、同条第3項中「保護者」を「対象者の保護者」に改める。

第5条第2項中「なければ」の次に「ならない」を加える。

第6条中「。以下「却下通知書」という。」及び「の保護者」を削る。

第7条第1項中「毎年6月30日とし、有効期限までに対象者が満18歳に達するときは、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで」を「対象者に係る条例第2条第1号に規定する期間の末日」に改め、同条第2項中「医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、医療証の有効期限が満了したときを「医療証の有効期限が満了するまでに前条の規定により交付を受けた医療証に係る対象者（以下「受給者」という。）が条例第3条の規定による対象者でなくなったときは、受給者（保護者がある場合にあつては、当該受給者又はその保護者）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、受給者が受給に係る資格を有しなくなったとき（前項の規定により医療証が返還されたときを除く。）は、子ども医療費助成制度資格喪失通知書（様式第5号）を受給者（保護者がある場合にあつては、当該受給者又はその保護者。次条、第9条第2項及び第10条第2項において同じ。）に交付するものとする。

第8条を削る。

第9条第1項中「保護者」を「受給者」に改め、同条第3項中「保護者」を「受給者」に改め、「規定」の次に「による申請」を、「速やかに当該」の次に「発見した」を加え、同条を第8条とする。

第10条第1項中「第7条第1項ただし書」を「第7条第2項ただし書」に、「理由とは」を「理由は」に改め、同項第2号中「条例第7条第2項に規定する」を削り、「大阪府」を「大阪府内」に改め、同条第2項中「第7条第1項ただし書」を「第7条第2項ただし書」に改め、同条を第9条とする。

第11条第1項第1号中「対象者」を「受給者」に、「及び」を「又は」に改め、同項第2号中「保護者」を「受給者の保護者」に、「及び」を「又は」に改め、同項第4号中「前各号以外の」を削り、「事項」の次に「（前3号に掲げる事項を除く。）」を加え、同条第2項中「前項の各号」を「受給者は、前項各号」に、「該当する」を「変更があった」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「保護者は、」を削り、「場合には」を「場合は、受給者（保護者がある場合にあつては、当該受給者又はその保護者）は」に改め、同条を第11条とする。

様式第2号中「、第8条」を削り、「子ども医療証交付（更新）申請書」を「子ども医療証交付申請書」に改める。

様式第3号を次のように改める。

（様式 略）

様式第4号中「、第8条」を削り、「子ども医療証交付（更新）申請」を「子ども医療証交付申請」に改める。

「受給者番号

様式第5号中「第8条」を「第7条」に改め、「氏名」を

氏名

様式第6号中「第9条」を「第8条」に改める。

様式第7号中「第10条」を「第9条」に、「池田市長様」を「（宛先）池田市長」に改める。

様式第8号中「第11条」を「第10条」に改める。

附 則

（施行期日）

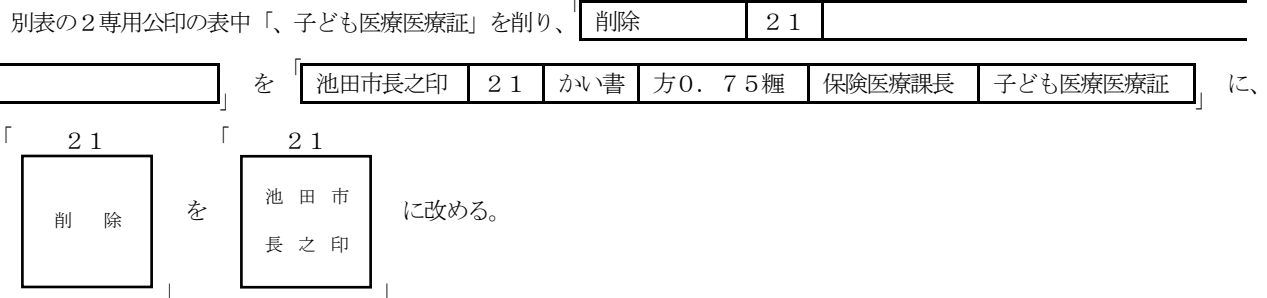
1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により提出されている書類は、この規則による改正後の様式により提出された書類とみなす。

(池田市公印規則の一部改正)

- 池田市公印規則(昭和37年池田市規則第12号)の一部を次のように改正する。



池田市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月8日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第34号

池田市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

池田市特定非営利活動促進法施行細則(平成22年池田市規則第67号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

様式第1号中「池田市長 様」を「(宛先)池田市長」に改め、「㊟」を削り、「法第12条第1項第3号」を「第12条第1項第3号」に改める。

様式第2号中「池田市長 様」を「(宛先)池田市長」に改め、「㊟」を削り、「第10条第3項」を「第10条第4項」に、「又は同法」を「又は」に改める。

様式第5号及び様式第6号中「池田市長 様」を「(宛先)池田市長」に改め、「㊟」を削る。

様式第7号中「池田市長 様」を「(宛先)池田市長」に改め、「㊟」を削り、「法第12条第1項第3号」を「第12条第1項第3号」に改める。

様式第10号中「池田市長 様」を「(宛先)池田市長」に改め、「㊟」を削る。

様式第11号中「池田市長 様」を「(宛先)池田市長」に改める。

様式第12号から様式第14号までの規定中「池田市長 様」を「(宛先)池田市長」に改め、「㊟」を削る。

様式第17号中「池田市長 様」を「(宛先)池田市長」に改め、「㊟」を削り、「法第12条第1項第3号」を「第12条第1項第3号」に改める。

様式第20号及び様式第21号中「池田市長 様」を「(宛先)池田市長」に改め、「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和3年6月9日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により提出されている書類は、この規則による改正後の様式(以下「新様式」という。)により提出された書類とみなす。
- この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新様式による書類として使用することができる。

池田市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月18日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第35号

池田市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則

池田市留守家庭児童会条例施行規則(平成16年池田市規則第48号)の一部を次のように改正する。

「この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、池田市長に対し審査請求をすることができます(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。)

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以

様式第4号及び様式第5号中 内に池田市を被告として提起することができます（処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。）。」

「備考」に改める。

附則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月18日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第36号

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則（令和2年池田市規則第42号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和3年6月30日」を「令和3年9月30日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市福祉貸付資金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月28日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第37号

池田市福祉貸付資金条例施行規則の一部を改正する規則

池田市福祉貸付資金条例施行規則（昭和38年池田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

（貸付額の上限）

第2条 貸付額の上限は、次のとおりとする。

- (1) 生活資金 1世帯につき250,000円
- (2) 高等学校入学準備金 1人につき300,000円

（償還方法及び利率）

第3条 貸付金の償還は月賦均等償還の方法によるものとし、据置期間及び償還期間は次のとおりとする。ただし、貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、いつでも繰上償還することができる。

種別	据置期間	償還期間（据置期間を除く。）
生活資金	1か月	40か月以内
高等学校入学準備金	3年6か月	100か月以内

2 貸付金は、無利子とする。

第7条を削る。

第6条中「貸付の」を「前条の規定により貸付けを行う」に、「ついでに、」を「ついでに」に、「様式第3号」を「様式第7号」に、「」に、「様式第3号の2」を「様式第8号」に、「保証人の印鑑証明書」を「連帯保証人の住民票の写し、印鑑登録証明書及び前年度の市町村民税完納証明書」に改め、同条を第7条とする。

第5条の見出しを「（貸付けの決定）」に改め、同条中「前条に定める」を「前条第1項の規定による」に、「あったときは」を「あった場合は、」に、「その貸付額」を「貸付けを行うか否か」に、「生活資金の貸付けについては、」を「貸付けを行うときは」に、「様式第2号」を「様式第3号」に、「高等学校入学準備金の貸付けについては、高等学校入学準備貸付金決定通知書（様式第2号の2）を申請者」を「貸付けを行わないときは生活資金貸付却下通知書（様式第4号）をそれぞれ当該申請書を提出した者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前条第2項の規定による申請書の提出があった場合は、調査の上、貸付けを行うか否かを決定し、貸付けを行うときは高等学校入学準備金貸付決定通知書（様式第5号）を、貸付けを行わないときは高等学校入学準備金貸付却下通知書（様式第6号）をそれぞれ当該申請書を提出した者に交付する。

第5条を第6条とする。

第4条の見出しを「（申請）」に改め、同条第1項中「条例第2条第1号」を「生活資金」に改め、「写し」の次に「、印鑑登録証明書」を加え、同条第2項中「条例第2条第2号に定める」を「高等学校入学準備金の」に、「様式第1号の3」に「様式第

2号)に住民票の写し、印鑑登録証明書、」に、「、高等学校在学証明書」を「及び高等学校の在学証明書」に改め、「及び住民票の写し」を削り、「進学を決定した」を「高等学校に入学する」に改め、「4月末日」の次に「(その日が池田市の休日を定める条例(平成元年池田市条例第26号)に規定する市の休日(以下単に「市の休日」という。))に当たるときは、その日前においてその日に最も近い市の休日でない日)」を加え、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(連帯保証人)

第4条 生活資金又は高等学校入学準備金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人1人を立てなければならない。

2 連帯保証人は、借受人と連帯して債務を負担するものとする。

3 連帯保証人は、本市に居住する者であって、前年度の市町村民税を完納しているものでなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、本市に居住していない者であっても、連帯保証人とすることができる。

第8条を削る。

第7条の2の見出しを「(再貸付け)」に改め、同条第1項中「について」を「の貸付けについて、」に、「既に貸付を行った者で、その貸付金額」を「現に貸付けを受けている者であって、その貸付額」に、「した者」を「したもの」に、「再貸付」を「再貸付け」に改め、同条第2項中「再貸付の限度額」を「再貸付けによる貸付額の上限」に、「貸付を受けた金額の」を「第2条第1号に定める額から」に、「と更に貸付を受けようとする金額との合計額が当該貸付限度額の範囲内で貸付をすることができる」を「に相当する額を差し引いた額とする」に改め、同条第3項中「第7条」を「前条」に、「の貸付」を「に規定する再貸付け」に改め、同条を第8条とする。

第9条中「その他、この規則の施行について」を「この規則に定めるもののほか、池田市福祉貸付資金に関し」に、「事項は」を「事項は、」に改める。

様式第1号を次のように改める。

(様式 略)

様式第1号の2及び様式第1号の3を削る。

様式第2号を次のように改める。

(様式 略)

様式第2号の2を削る。

様式第3号を次のように改める。

(様式 略)

様式第3号の2を次のように改め、同様式を様式第4号とする。

(様式 略)

様式第4号の次に次の4様式を加える。

(様式 略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の第5条の規定により決定を受けた貸付けの取扱い、なお従前の例による。

池田市長 富田裕樹

令和3年6月29日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第38号

池田市立市民活動交流センター指定管理者選定・評価委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成18年池田市条例第24号)第15条の規定に基づき、池田市立市民活動交流センター指定管理者選定・評価委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、池田市立市民活動交流センターの指定管理者の選定及び評価に関することとする。

(組織等)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、5人以内とし、その半数以上を学識経験者等外部委員で構成するものとし、市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、前条の所掌事項に係る審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が、その職務を代理する。
(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、公開とする。ただし、会長が、会議の公正が害されるおそれがあると認めるときは、公開しないことができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市長公室コミュニティ推進課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、未選出、辞任等の事由により会長が未定の場合（第4条第3項の規定により会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する場合を除く。）における会議は、市長が招集する。

池田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月30日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第39号

池田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

池田市営住宅条例施行規則（平成9年池田市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第8条中「に必要な書類を添えて市長」を「を市長」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により申込みを行った者は、当該申込みについて入居できる住戸が確保された場合は、市長の指定する期日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、当該書類のうち提出できないものがある場合であって、これについて特別な事情があると市長が認めるときは、当該提出できない書類の提出を要しない。

(1) 入居しようとする者及び同居しようとする者の属する世帯全員の住民票の写し

(2) 入居しようとする者の住民税を完納していることを証する書類

(3) 入居しようとする者及び同居しようとする者（生活保護受給者及び入居の申込みの時点において16歳未満の者を除く。）の住民税課税証明書若しくは住民税非課税証明書又は住民税納税通知書の写し

(4) 入居しようとする者が賃貸住宅に居住する者である場合にあつては、当該居住に係る賃貸借契約があることを証する書類の写し

(5) 入居しようとする者及び同居しようとする者のうち生活保護受給者がある場合は、生活保護受給証明書

(6) 入居しようとする者が本市内に職場を有する者（本市内に居住する者を除く。）である場合にあつては、在勤証明書

(7) 入居しようとする者及び同居しようとする者のうち前条第1項第2号に該当するものがある場合にあつては、身体障害者手帳、精神障害者福祉手帳又は療育手帳の写し

(8) 入居しようとする者が婚約中である場合は、婚約証明書

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第10条第2項第4号中「第15条第1項」を「第16条第1項」に改める。

第23条第2項中「第20条第7項」を「第21条第7項」に、「のとき」を「の時」に改める。

様式第4号中

年間所得金額	特別控除
	老人・特定扶養 親族(1)・特別障害者 親族(1)
	老人・特定扶養 親族(2)・特別障害者 親族(2)
	老人・特定扶養 親族(3)・特別障害者 親族(3)
	老人・特定扶養 親族(4)・特別障害者 親族(4)
	老人・特定扶養 親族(5)・特別障害者 親族(5)

を

年間所得金額

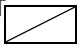
に、

入居しない扶養親族	氏名	生年月日	年 月 日	所得金額合計	①	円	
住所							
収入月額額の計算	基礎控除額	申込者以外の入居しようとする者及び入居しない扶養親族の数 38万円×名				②	円
	特別控除額	老人扶養 10万円×名	特定扶養 25万円×名	障がい者 27万円×名	特別障害者 40万円×名	寡婦(夫) 27万円×名	③ 円
月収額	(①) 円 - ② 円 - ③ 円) ÷ 12 =					円	
申込資格は、収入月額額158,000円以下(高齢者世帯等の裁量階層世帯は214,000円以下)です。							

を	入居し ない扶 養親族	氏名	生年 月日	年 月 日	所得金額 合 計	円
		住所				

に、「時間位」を「時間」に、「附近」を「付近」に、

「同居者は」を「同居者は、」に改める。

様式第7号中「公営住宅法第16条第1項」を「池田市営住宅条例第32条第1項」に、「収入申告します」を「収入を申告しま
す」に、「同居」を「」に、「誤り」を「記載漏れ又は誤り」に、「訂正」を「加筆訂正」に、「所得金額等」を「所得
金額等の」に、「1 老人扶養 2 特定扶養 3 障がい者 4 特別障がい者 5 寡婦(夫)」を「1老人扶養
2特定扶養 3障がい者 4特別障がい者 5寡婦 6ひとり親」に、「収入申告」を「収入の申告」に改め、「5
申告書類に不備がある場合は、追って連絡しますので、速やかに提出してください。」を削る。

様式第10号中「第15条関係」を「第16条関係」に改める。

様式第11号中「第16条関係」を「第17条関係」に改める。

様式第12号中「第17条関係」を「第18条関係」に改める。

様式第13号中「第20条関係」を「第21条関係」に改める。

様式第14号中「第22条関係」を「第23条関係」に改める。

様式第15号中「第25条関係」を「第26条関係」に、「駐車禁止除外指定者標章」を「駐車禁止除外指定車標章」に改める。

様式第16号中「第25条関係」を「第26条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式第4号に規定する様式による申込書は、この規則による改
正後の様式第4号に規定する様式による申込書とみなす。

池田市市道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月1日

池田市長 富 田 裕 樹

池田市規則第40号

池田市市道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

池田市市道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則(平成25年池田市規則第44号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第22条第3項中「特定道路歩道等」の次に「及び特定道路自転車歩行者専用道路等」を加える。

第27条に次の1項を加える。

3 条例第42条第6項に規定する特定道路における自転車歩行者専用道路の有効幅員は、第1項に規定する自転車歩行者専用道路
の幅員の値以上とするものとする。

第28条に次の1項を加える。

2 条例第43条第6項に規定する特定道路における歩行者専用道路の有効幅員は、前項に規定する幅員の値以上とするものとする。

第29条第1号中「かごの内法幅」を「籠の内法幅」に改め、同条第2号中「かご」を「籠」に、「車いすを」を「車椅子を」
に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「装置」を「設備」に改め、同条第3号中「かご」を「籠」に改め、同条第4号中
「かご」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同条第5号中「かご及び」を「籠及び」に、「により、かご外
からかご内が」を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」
に改め、同条第6号及び第7号中「かご」を「籠」に改め、同条第8号及び第9号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改
め、同条第10号中「かご」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同条第11号中「かご」を「籠」に改め、
同条第13号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改める。

第37条第2号及び第3号、第38条第2号並びに第43条第1項第3号及び第6号並びに第2項第1号中「車いす使用者」を
「車椅子使用者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

市 議 会

池田市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月15日

池田市議会議長 多 田 隆 一

池田市議会規則第1号

池田市議会会議規則の一部を改正する規則

池田市議会会議規則（平成9年池田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第89条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第127条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し押印」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印」に改め、同条中第3項を第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に、「記名押印しなければ」を「記名押印をしなければ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 平 委 員 会

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月22日

池田市公平委員会委員長 平 山 博 史

池田市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年池田市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項中「、安全管理監」を削り、同表なかよしこども園の項を削り、同表ひかりこども園の項中「ひかりこども園」を「幼保連携型認定こども園」に改め、同表幼稚園の項中「幼稚園」を「幼稚園型認定こども園」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

池 田 病 院

市立池田病院事業処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年4月30日

池田市病院事業管理者 福 島 公 明

池田市病院管理規程第2号

市立池田病院事業処務規程の一部を改正する規程

市立池田病院事業処務規程（平成9年池田市病院管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中ウを削り、エをウとし、オからコマまでをエからケまでとする。

附 則

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

消 防 本 部

池田市消防本部及び消防署事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月21日

池田市消防長 金 井 博 司

池田市消防本部訓令第1号

池田市消防本部及び消防署事務決裁規程の一部を改正する訓令

池田市消防本部及び消防署事務決裁規程（昭和54年池田市消防本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第3号に次のように加える。

カ 建築確認申請の消防同意事務（消防法施行令（昭和36年政令第37号）第35条の規定に基づくものを除く。）に関する
こと。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。